

## 民生委員・児童委員の活動をご存知ですか

民生委員・児童委員は、地域を見守り、住民の身近な相談役として、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。相談の内容に応じて福祉の専門機関を紹介するなど、住民と関係機関との大切なつなぎ役も担っています。



### どんな活動をしている？

- 住民の介護・子育て・生活困窮などの相談、支援活動
- 住民の居場所づくりや仲間づくりへの協力
- 福祉の関係機関との連携

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護にも配慮しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

問 福祉保健課 ☎537-5623

## 災害時の避難支援への取り組みを進めています

自宅で生活している高齢者や障がいのある人の中には、災害時に一人で避難することが困難で、支援を必要とする人(避難行動要支援者)がいます。

市では、避難行動要支援者が災害時に地域の中で支援が受けられるように名簿を作成し、本人の同意を得た上で、住所や氏名、必要な支援内容などの情報を平常時から自治委員や民生委員など(避難支援等関係者)に提供し、実効性のある避難支援につなげていく取り組みを進めています。

### ● 同意書の送付

避難に支援が必要と判断される人に、自身の名簿情報を地域の関係者に提供してもよいか確認するために、市から同意書を随時送付しています。

同意書を受け取られた人は、名簿情報の地域への提供に「同意する」「同意しない」にかかわらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

### ● 同意書を送付する人

1. 身体障害者手帳第1種を所持する人
2. 療育手帳A1、A2を所持する人
3. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
4. 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定をされた人
5. 要介護認定3～5を受けている人
6. 「特定医療費(指定難病)受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の人
7. 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、重症認定された人

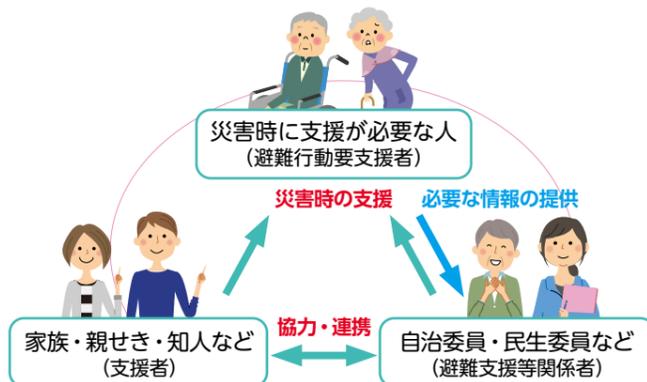
問 福祉保健課 ☎585-6022

### 名簿情報の提供には、本人の同意が必要です

同意した場合は、名簿情報を避難支援等関係者に提供し、実効性のある避難支援が行われる可能性が高まります。また、避難の個別計画の用紙を送付しますので、家族と一緒に可能な範囲で避難計画を考えていただくこととしています。

ただし、同意により、災害時の避難支援が保証されるものではありません。

※ 同意しない場合でも、大規模災害発生時には名簿情報を避難所などに提供する場合があります。



## 市民図書館からのお知らせ

### 雑誌スポンサーを募集しています

市民図書館で閲覧できる雑誌の代金を負担し、その雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、裏面に広告を貼付できる「雑誌スポンサー制度」を行っています。

- ・対象雑誌:図書館が選定した雑誌(週刊誌、スポーツ、趣味などのジャンルで約200誌あります。)
- ・料 金:年間4,000円～20,000円程度
- ・広告期間:原則1年間(年度末に更新)
- ・応募資格:企業、商店、組織、団体など(個人は対象外)

※申込方法など詳しくは、市民図書館へお問い合わせください。



問 市民図書館 ☎576-8241



このコーナーでは、市民図書館が所蔵している新刊を紹介します。



### えつこさんとムラサキ公園

すみたまき:著 いずもしげこ:絵  
サンライズ出版

子どもたちは、いつも明るいえつこさんが大好きでした。ところがえつこさんは、体がだんだん動かせなくなる難病になってしまいます。それでも前向きに生きる姿は多くの人に勇気を与えます。ALSという難病を理解するのに手助けとなるお話です。

### 戦国武将の土木工事

豊田隆雄:著 彩図社

優れた武将は武勇だけでなく町づくりにも才能を発揮していることがこの本でよく分かります。都市設計や道路整備、港湾整備などのさまざまな土木工事を行い、領内を豊かにしていきました。豊後府内の大友宗麟も登場しています。



## 人権・同和教育シリーズ 508

### 人の生き方を考える



### 差別をなくすためには…

わたしは会社の人権啓発担当となりました。我が社は人権・同和教育をとっても大切にしております、その取り組みの原点は過去に就職差別をしたという事実にあります。そのことについて、以前採用選考担当をしていた先輩から教わる機会がありました。

採用面接が終わった日に、学校の先生から会社に一本の電話があり、面接時の質問の差別性について指摘を受けました。そして「生徒自身を見て評価をしてください。本人の責任のないことや努力で変えられないことは質問しないでください」とお願いされました。

詳しく話を聞いていくと、面接官が「あなたのお父さんのお仕事は何ですか?」という質問をしたことが分かりました。その生徒は少し間を置いて、「その質問には答えたくありません」と言ったのです。そう言ったのは、父親を亡くした友人やさまざまな事情で両親と生活をしていない友人な

ど、仲間たちのことを思い出したからだったのです。さらに話を聞いていくと、その生徒はさまざまな差別について学ぶ中、友人から「自分もいつかこんな差別を受けるのだろうか」と悩みを打ち明けられたこともあり、なぜ友人がこんな不安や苦しみを味わわないといけないのかという怒りを感じていたそうです。そして実際の面接のときの質問に理不尽さを感じ、答える必要はないという強い思いが湧いたということでした。

この生徒は、緊張と不安の中、これまでの学びをもとに仲間へ寄り添い、思いを知っていたからこそ言わずにいられなかったのです。どんな状況でも自分の考えを持ち、判断できる子どもを育てている学校教育の取り組みに感銘を受けました。そして、差別はする側の問題であり、わたし自身も学び続けなければいけないと感じました。

(ある企業の方の話より)

子どもたちに差別のない明るい社会を受け継ぐために、大人としてできることを考えていきたいと思います。

※厚生労働省は、「本籍や出生地、家族に関する事項など、本人の適性と能力に関係ない事項を面接で尋ねることは、就職差別につながる恐れがある」としています。